

交通バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画の整備状況

地区名：難波地区

令和7年3月末現在

主要な経路 路線名	事業内容：歩道の段差解消・勾配修正、 視覚障害者誘導用ブロックの敷設など 事業予定期間：平成22年までに完了			備 考 (※3)
	主要な 経路長 (km)	整備済 延長 (※1) (km)	整備率 (※2) (%)	
1 恵美須南森町線	1.30	1.30	100%	
2 南北線	1.90	1.74	92%	
3 西横堀東岸線	0.40	0.40	100%	
4 浪速区第9033号線	1.20	0.82	68%	
5 浪速区第9205号線	0.20	0.20	100%	
6 浪速区第9210号線	0.50	0.50	100%	
7 浪速区第8910号線	0.50	0.50	100%	
8 浪速区第9034号線	0.20	0.20	100%	
9 浪速鶴町線	0.70	0.70	100%	
10 浪速区第9202号線	0.10	0.10	100%	
11 浪速区第2000—01号線	0.20	0.20	100%	
12 難波境川線	0.90	0.90	100%	
13 浪速区第2813号線	1.50	1.50	100%	
14 大阪伊丹線	1.40	1.40	100%	
15 玉造西九条線	1.30	1.30	100%	
16 浪速区第8947号線	0.30	0.30	100%	
17 浪速区第8948号線	0.20	0.20	100%	
18 浪速区第8952号線	0.10	0.10	100%	
19 大阪枚岡奈良線	0.60	0.60	100%	
20-1 国道25号	0.80	0.80	100%	国土交通省より移管（H24.4.1）
20-2 国道25号				国土交通省により事業実施
合計	14.30	13.76	96%	

※1 「整備済延長」とは、視覚障害者誘導用ブロックの設置延長としている。

※2 「整備率」とは、「主要な経路長」に対する「整備済延長」の割合を示したものである。

※3 都市計画道路については、歩道設置・歩道拡幅は都市計画道路整備にあわせて実施（整備時期は未定）する。

また、直轄国道については国土交通省管理であるため、国土交通省による事業実施となる。

○ 昨年度から変更した内容は赤字で記載しています。

交通バリアフリー道路特定事業 整備状況 【難波地区】

- | |
|---------------------|
| 1) 惠美須南森町線 |
| 2) 南北線 |
| 3) 西横堀東岸線 |
| 4) 浪速区第 9033 号線 |
| 5) 浪速区第 9205 号線 |
| 6) 浪速区第 9210 号線 |
| 7) 浪速区第 8910 号線 |
| 8) 浪速区第 9034 号線 |
| 9) 浪速鶴町線 |
| 10) 浪速区第 9202 号線 |
| 11) 浪速区第 2000-01 号線 |
| 12) 難波境川線 |
| 13) 浪速区第 2813 号線 |
| 14) 大阪伊丹線 |
| 15) 玉造西九条線 |
| 16) 浪速区第 8947 号線 |
| 17) 浪速区第 8948 号線 |
| 18) 浪速区第 8952 号線 |
| 19) 大阪枚岡奈良線 |
| 20-1) 国道 25 号 |
| 20-2) 国道 25 号 |

※この図面は、大阪市管理の主要な経路について、令和6年3月末時点の整備状況を示したものです。

凡例	
	重点整備地区
	特定旅客施設 (対象鉄道駅)
	主な施設
	主要な経路 (大阪市管理)
	主要な経路(直轄国道) (国土交通大臣管理)
	視覚障害者誘導用ブロック 整備済み(線誘導)
	視覚障害者誘導用ブロック 整備済み(街角整備)

